

寒川町選挙管理委員会告示第27号

寒川町長選挙及び寒川町議会議員補欠選挙執行に係る選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めることについて

令和5年9月10日に任期が満了する寒川町長選挙及びこれと同時に行う寒川町議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は令和5年8月21日とする。ただし、被登録資格決定の基準となる日のうち年齢の基準となる日は、同年8月27日とする

令和5年6月1日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光